

公 告

令和 8 年 7 月 3 日

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 1 3 7 条第 4 項の規定に基づき、島津マンション敷地売却組合の解散を認可したので、同法第 1 3 7 条第 5 項の規定により公告します。

広島市長 松井 一實